

目次

観光目的の短期滞在査証申請概略

① <u>観光目的の短期滞在査証申請の前提条件</u>	 P2
② <u>日本入国時の新たな検疫措置について（措置28）</u>	 P3
③ <u>措置28にもとづく青色国リスト及びよくある質問3つ</u>	 P4
④ <u>査証申請必要書類を公表した国・地域リスト</u>	 P5
⑤ <u>査証申請手続きの注意点</u>	 P6

観光目的の短期滞在査証申請手続きの前提条件

○前提条件1 措置29独自の要件と観光庁ガイドラインを満たすこと。

- ①旅行業者、旅行サービス手配業者が日本側の受入責任者であること。
- ②観光庁ガイドラインで定義するパッケージツアーであること。
- ③日本入国から、出国まで、添乗員が同行すること。
- ④観光目的での入国は、新たな措置28に準じた青・黄・赤の国・地域区分のうち**青色国**のみが対象。

○前提条件2 措置28の要件（ビジネス、留学等と同条件）を満たすこと

- ①新規外国人入国者は、出国72時間前の**陰性証明**所持
- ②受入責任者が**ERFS**への登録義務
- ③**査証免除及び観光査証発給一時停止措置の継続**に伴い、特段の事由による短期滞在査証にて申請すること。
- ④受入責任者は、ERFS上で、**誓約事項への同意が必要**。

○査証申請に必要な書類の例（国・地域によって提出書類に相違があるため、各国在外公館と確認が必要）

- ① 旅券
- ② 査証申請書
- ③ 写真（縦45mm×横35mm）
- ④ 受付済証
- ⑤ 日程表（必要の場合と不要な場合があり）

日本入国時の新たな検疫措置（2022年7月27日0時～）

観光目的の入国は上陸申請日の14日以内に滞在した国・地域が青の区分のみ

滞在していた 国・地域の区分	有効なワクチン 接種証明書	入国時の検疫措置		
		出国前検査	到着時検査	待機
青 米国、英国等 102地域	問わない	○	×	×
黄 ベトナム、印度等 97地域	あり	○	×	×
	なし	○	○	<u>自宅3日間</u> ※1
赤 パキスタン等 2地域	あり	○	○	<u>自宅3日間</u> ※1
	なし	○	○	施設3日間 ※2

※1 待機3日目に検査を受検し陰性を確認した場合。検査を受検しない場合は7日間。

※2 施設待機3日目に検査を受検し陰性であれば、待機解除。

参考：厚労省データを加工 3

水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく国・地域の区分について （令和4年7月27日0時～）

区分	アジア・大西洋	北米	中南米	欧州	中東・アフリカ
青 102か国・地域	インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、 ネパール 、パプアニューギニア、パラオ、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	カナダ、米国	アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、パラグアイ、ブラジル、 ペルー 、ボリビア、メキシコ	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、 モルドバ 、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カタール、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、タンザニア、ナイジェリア、 西サハラ 、バーレーン、ベナン、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、ルワンダ

よくある質問1（厚労省Q&Aより抜粋）

Q 入国予定日14日以内に当該入国者の滞在国の区分に変更があった場合の考え方。

A 入国者の入国（審査）時点での（当該入国者の）滞在国の区分の状況で判断することになります。

よって仮に入国3日前に黄色区分に変わってしまった場合、観光目的での入国はできません。

よくある質問2（出入国在留管理庁との確認事項）

Q 青色国から、黄色、赤色の国を乗り継いで、訪日するのは問題ないか？

A 乗継国で入国しない場合⇒滞在とみなさないためOK

乗継国で入国した場合⇒滞在とみなされ不可（とみなされる可能性が高い）

よくある質問3

Q 1日の入国制限枠2万人を超えてしまった理由で、査証発給が拒否されることはありますか？

A 国土交通省は、各航空会社に搭乗者抑制の要請を行っており、入国枠の理由で査証発給を拒否されるとは承知していない。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk4_000017.html（国交省航空局ホームページ参照-日本人の帰国も含む）

査証申請必要書類を公表した国・地域

(査証免除制度が停止された国リストから抜粋)

※新たな査証申請方法が発表された地域～赤字の
24の国・地域名をクリックすると遷移します。

地域	国・地域
アジア	インド、 インドネシア 、カンボジア、 シンガポール 、 タイ 、 台湾 、 韓国 、パキスタン、バングラデシュ、ブルネイ、ベトナム、 香港 、 マカオ 、 マレーシア 、ミャンマー、 モンゴル 、ラオス、 中国 (フィリピン)
大洋州	オーストラリア 、サモア、ソロモン諸島、ナウル、パプアニューギニア、パラオ、ニュージーランド
北米	カナダ ・ 米国
中南米	アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、 ブラジル 、 ペルー 、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ
欧州	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、 オランダ 、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、 スイス 、スウェーデン、 スペイン 、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、 ドイツ 、トルクメニスタン、ノルウェー、バチカン、 ハンガリー 、 フィンランド 、 フランス 、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、(ロシア)
中東	アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、オマーン、カタール、トルコ
アフリカ	チュニジア、モーリシャス、モロッコ、レソト

参考：外務省データ

査証申請手続きの注意点

(1) 受付済証とパスポート情報の不一致の場合

入国者氏名、生年月日等の身分事項が異なる場合は、査証は発給されませんので、申請前にご確認ください。

(2) 追加書類の提出について

審査は、基本的に各在外公館の指定した書類により行われますが、必要に応じ追加の書類をお願いする場合があります。なお、こちらから追加書類の提出をお願いする場合を除き、申請後に、申請者の判断で書類を追加で提出することは原則として認められません。

(3) 審査期間

本措置に関して、標準処理期間は設けておりませんが、問題が無ければ審査期間は1週間前後となります。本措置により新たな査証の発給を受けた場合、既に所持している査証は原則として失効されます。

(4) 早期発給（前倒し発給）

観光は不要不急のため、従来から早期発給依頼には対応しませんので留意願います。また、審査の結果、ご本人の問題にて、不発給となる場合があります。

(5) ツアーリーダー（海外添乗員）の査証

観光目的でなく、ビジネスの扱いになります。ERFSにおいても観光と別のアカウントで、受付済証を発行し、査証においても観光でなくビジネス扱いで申請してください。（特段の事情によることは変更なし）